

Ⅱ 殺菌剤

注1) 基準書中の『使用回数』……………一適用病虫害で、農業の種類、名称、剤型毎の使用できる回数。

注2) 基準書中の『本剤の使用回数』……………適用病虫害に関わらず、農業の種類、名称、剤型毎で使用できる回数。

注3) 基準書中の『下記成分を含む農業の総使用回数』……………適用病虫害に関わらず、同一成分を含む農業の種類毎に使用できる回数。

分類	種類	名称	剤型 (有効成分含量)	農業コード (単位)	農業の使用 方法			農業の使用 方法				毒 性		留意事項	
					適用病虫害	希釈倍数	10a当たり 使用量	使用時期	処理方法	使用回数	本剤の 使用 回数	下記成分を 含む農業の 総使用回数	毒 性		魚毒性
スルホンアミド剤	アミスルプロム剤	オラクル	顆粒水和剤 (50%)	1400 (g)	疫病	2,000 倍	100 ~ 200 mL/株	収穫10日前まで	株元灌注	2	2	アミスルプロムを 含む農業	2	普通物 B P43参照	<ul style="list-style-type: none"> ・樹に対して刺激性があるので注意すること。 ・予防効果主体の剤なので、発病前または発病初期に処理すること。 ・薬剤を株元灌注処理する際は、株元灌注専用のノズルを使用すること。幹間移動の際は薬液の吐出を止めて、1本ずつ株元へ確実に灌注すること。 ・土壌表面散布する際は、ノズルに飛散防止用のカバーを装着し、薬剤がたばこに飛散しないようにすること。
							200 L	収穫10日前まで	土壌表面散布						